

プライベートバンキング取引規定集 新旧対照表

規定	現行	改訂後
<p>プライベートバンキング円定期預金規定</p>	<p>第 10 条(自動継続型定期預金に関する規定)</p> <p>1. この預金は、満期日に前回と同一の期間の預金として自動的に継続されるものとします。この場合、継続された預金の満期日は、前回の満期日から上記期間経過した日(当行の休業日に当たるときは翌営業日。ただし、当行の休業日が月末に当たるときは前営業日。)とします。再継続された預金についても同様とします。ただし、当行は一定の預入期間のこの預金について自動継続の取扱いをしないものとすることができます。</p> <p>2.~6. (略)</p> <p>以上、プライベートバンキング円定期預金規定は、<u>2022年2月21日</u>より適用します。</p>	<p>第 10 条(自動継続型定期預金に関する規定)</p> <p>1. この預金は、満期日に前回と同一の期間の預金として自動的に継続されるものとします。この場合、継続された預金の満期日は、前回の満期日から上記期間経過した日(ただし、期間等によっては、前回の満期日から上記期間経過した日が属する月で、前回の預入日(前回は過去から自動的に継続された預金であれば当初預入日)の応当日となる場合があります。また、当行の休業日に当たるときは翌営業日となりますが、期間等によっては、当行の休業日が月末に当たるときは前営業日となる場合があります。)とします。再継続された預金についても同様とします。ただし、当行は一定の預入期間のこの預金について自動継続の取扱いをしないものとすることができます。</p> <p>2.~6. (略)</p> <p>以上、プライベートバンキング円定期預金規定は、<u>2026年5月1日</u>より適用します。</p>
<p>プライベートバンキング外貨定期預金規定</p>	<p>第 12 条(自動継続型外貨定期預金に関する規定)</p> <p>1. この預金は、満期日に前回と同一の通貨および同一の期間の預金として自動的に継続されるものとします。この場合、継続された預金の満期日は、前回の満期日から上記期間経過した日(当行の休業日もしくは当該通貨の外国為替市場が閉鎖している日にあたる時は翌営業日。ただし、当行の休業日もしくは当該通貨の外国為替市場が閉鎖している日が月末に当たるときは前営業日。)とします。再継続された預金についても同様とします。ただし、当行は一定の預入期間のこの預金について自動継続の取扱いをしないものとすることができます。</p>	<p>第 12 条(自動継続型外貨定期預金に関する規定)</p> <p>1. この預金は、満期日に前回と同一の通貨および同一の期間の預金として自動的に継続されるものとします。この場合、継続された預金の満期日は、前回の満期日から上記期間経過した日(ただし、通貨および期間等によっては、前回の満期日から上記期間経過した日が属する月で、前回の預入日(前回は過去から自動的に継続された預金であれば当初預入日)の応当日となる場合があります。また、当行の休業日もしくは当該通貨の外国為替市場が閉鎖している日に当たるときは翌営業日となりますが、通貨および期間等によっては、当行の休業日もしくは当該通貨の外国為替市場が閉鎖している日が月末に当たるときは前営業日となる場合があります。)とします。再継続</p>

	<p>2.~6. (略)</p> <p>以上、プライベートバンキング外貨定期預金規定は、<u>2022年2月21日</u>より適用します。</p>	<p>続された預金についても同様とします。ただし、当行は一定の預入期間のこの預金について自動継続の取扱いをしないものとすることができます。</p> <p>2.~6. (略)</p> <p>以上、プライベートバンキング外貨定期預金規定は、<u>2026年5月1日</u>より適用します。</p>
--	---	--

株式会社SMBC信託銀行 [\[WMP2025376\]](#)